

精神保健福祉士の養成課程における
教育内容等の見直しの方向性について(2)
(ワーキンググループでのこれまでの議論：
現状のご報告とご相談事項)

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会
ワーキンググループ 座長
田村 綾子(聖学院大学)

当ワーキングにおける 教育内容等(カリキュラム)見直しの主な方針

- ◆ 精神保健福祉士の養成にとって必要な教育内容について、精神保健福祉士の獲得(到達)目標を目指して検討すること。
- ◆ その際、現行のカリキュラムを素材にするが共通科目か専門科目かの別にこだわらず必要な教育内容を検討すること。
- ◆ 精神保健福祉士の養成における中心的(専門的)科目を明確にし、今回の改正の目玉とすること。
- ◆ なお、それを取巻くすべてを各「学問」として科目で構成することは無理がある点について合意すること。
- ◆ 不要な内容の重複は避けるが、各科目の文脈において意味ある(目的が異なる、段階的に学習するうえで必要である、重要事項のため繰り返す必要がある)重複は、積み上げるべき内容として整理すること。
- ◆ 両資格を取得する学生や働きながら学ぶ学生などへも配慮し、共通科目や読替科目の在り方、全体の科目数や時間数なども検討すること。

参考：精神保健福祉士の養成の在り方等に関する 検討及び作業における主な方針（再掲）

- カリキュラムの構造や科目の体系を考えることの前提として、精神保健福祉士に求められる役割の整理とコアコンピテンシーの明確化、養成課程において基軸となる教育目標を明確にする。
- 制度や政策、サービスを中心とした現行の教育内容から、精神障害者の歴史など精神保健医療福祉の各法制度の背景や変遷、理念や概論を中心とした教育内容が基軸となるよう、見直しを行う。
- また、養成課程では、精神保健福祉士に将来的に財産となる、生命や個人の尊厳などの人権意識、人間の心と身体に関する理解、社会の構造・仕組みを読み解き理解する力、クライアントに寄り添う心などを育むことに重点を置いた内容とする。
- 多職種との連携・協働を踏まえて、各々の専門職の役割や特性、関係機関や関係者の役割等を理解することを目指す。
- 共通科目及び専門科目という概念は一度取り払った上で、
 - ・精神保健福祉士の養成に必要な教育内容等は何かということについて純粹に検討する
 - ・その上で、ソーシャルワーク専門職の基盤となる科目・教育内容は何かを検討する
 - ・また、それらをどこの科目に盛り込む（あるいはスリム化する）のが妥当かについて検討する
- 演習－実習指導－実習での連続性のある教育内容等と共に、講義を中心とする科目においても実践能力に繋ぐような教授方法を検討する。
- 安易に科目数を増やすことや履修時間数等を増やすことに拘泥することなく、精神保健福祉士の真の価値や理念、責務、ソーシャルワークの基盤となる視点、機能、理論などが精神保健福祉士の養成において浸透するような見直し内容とする。

参考：検討会での主な意見に基づく具体的な方針や論点（再掲）

- ◆ 「医学」については、基本的な解剖学的知識は必要ではあるが、対象に対する理解や支援の基礎となる生理学や病態生理、また、人と環境との関わりや健康の概念など公衆衛生学的な側面から医学を理解しておくことも地域やコミュニティも対象とする観点から重要であり、内容を見直すこと。
- ◆ 「精神疾患とその治療」など精神医学の科目では、基本的な疾患や臨床用語、症状や経過に関して知識や理解が不足しているため、内容を充実させること。
- ◆ 「心理学理論と心理的支援」については、人間理解の基盤となるため内容を充実させる必要がないか。特に発達心理学や認知心理学の観点は重要なため、必要に応じて内容の見直しを行うこと。
- ◆ 「社会学」については、社会保障のみならず、社会全体の構造や機能を学ぶという観点からも重要であり、現行のカリキュラムで不十分な点がないか確認し、必要に応じて見直すこと。
- ◆ かつての「法学」については、基盤となる理念や概念を理解し、法制度に基づく社会的資源を支援やサービスとする職種において、法学の基本的知識、法的体系や法の原理・原則を学ぶことは重要であり見直すこと。
- ◆ かつての「社会福祉原論」や「精神保健福祉論」など専門職としての基盤となる科目を設定し、価値や理念、関連する法や施策の変遷・体系を一体的に学ぶことや、支援にあたっては背景が課題を抱える者の生活とどのように関係するかなどと併せて学ぶことが重要であり、見直すこと。
- ◆ 障害者又は精神障害者の歴史や背景は相談援助の基盤となるため重要である、一方、かつての「障害者福祉論」である現行の「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」については、他科目との重複が多いことから整理すること。必要に応じて共通科目としての在り方を見直すこと。
- ◆ 「精神保健福祉に関する制度とサービス」については、医療保険や社会調査に関する内容など「保健医療サービス」や「社会保障」などの共通科目や社会福祉士の専門科目とも重複する部分が多いことから整理し、内容や科目の在り方について見直すこと。
- ◆ 精神障害者をもつ親や子ども（児童福祉）、認知症とその家族への支援（高齢者福祉）、生活保護における精神障害を有する被保護者への支援（公的扶助）などの各論も重要であり、専門科目の内容の充実化などを検討すること。一方、その専門職としてどのように支援するかということと併せて学ぶことが重要であるため、単に対象や課題の拡大に合わせて時間数や科目数を増やすことへは配慮が必要ではないか。
- ◆ 現代社会の特徴から、家族支援、高齢者や児童・思春期の分野への理解と協働などの学びを充実させること。

【確認】各科目の内容や体系・編成の提案(概ね協議済み)

- 現行の「権利擁護と成年後見制度」は、ソーシャルワーカーに必要な「法学」を学ぶ科目に改編し、社会学・医学・心理学等と基礎科目として位置づけること。
- 現行の「社会理論と社会システム」は、ソーシャルワークを取巻く周辺状況の理解を支えることができるような「現代社会学」のような科目に改編すること。
- 現行の「更生保護制度」(社会福祉士科目)は、「刑事司法制度」を学ぶ科目として改編し採用すること。
- 現行の「社会調査の基礎」(社会福祉士科目)の内容を見直し、「社会福祉調査の基礎」を学ぶ科目として採用すること。
- 現行「保健医療サービス」については、医療保険制度や他職種の理解は他の科目で扱っており内容の重複があるため共通科目から外し、医学や医療、精神保健学、相談援助の基盤等の科目で内容を充実させ、当該科目については医療ソーシャルワーカーのための科目とすること。
- 現行の「精神保健福祉の制度とサービス」「精神障害者の生活支援システム」「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」は、精神保健福祉士に必要な制度論として再編してはどうか。

【相談】各科目の内容や体系・編成の提案（協議中）

- 精神保健福祉士の養成において中心的科目を設け、以下を関連づけて学ぶこと。
 - ①精神医療と福祉の歴史、
 - ②精神疾患や障害のある人への処遇の歴史とそれに対する問題意識、
 - ③精神障害者へのかかわりについてPSWが価値を構築してきた歴史、
 - ④現在の精神保健福祉士の価値（倫理綱領に基づく職責）、
 - ⑤「精神障害」「精神障害者」の定義と現状、
- 現行の「現代社会と福祉」「福祉行財政と福祉計画」「地域福祉の理論と方法」について、「福祉サービスの組織と経営」（社会福祉士科目）を加えて、以下のように統廃合すること。

案：「社会福祉の原論のような科目」「社会福祉制度とその運用について学ぶ科目」「地域福祉の理論と方法」の3科目とする。

あるいは、「社会福祉の原論のような科目」「社会福祉制度とその運用について学ぶ科目」の2科目
- 現行の「精神保健福祉の制度とサービス」「精神障害者の生活支援システム」「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」について、「精神保健福祉士に必要な制度論」として再編すること。
- 現行の「精神保健福祉の相談援助の理論と展開」について、精神保健福祉援助技術論からリハビリテーション論を分離して方法を学ぶ科目とすること。

教育内容等とカリキュラム構造 のイメージについて

教育内容等(カリキュラム)のイメージ(案)

- ①対象となる人の心や行動を背景も含めて捉え、人を取り巻く社会の構造を把握するための「人と社会・環境の相互作用」に関する理解
- ②社会福祉の原理、専門職としての価値や理念及び倫理や責務などソーシャルワーカーの基盤に関する理解
- ③精神保健福祉士の総合的かつ包括的な相談援助に必要な対象理解や支援の方法に関する知識や技術
- ④各分野における支援や多職種との連携・協働に必要な相談援助の理論と方法に関する知識や技術
- ⑤総合的かつ包括的な相談援助の実践に向けた学習内容の統合のための実習・演習

カリキュラム構造のイメージ(案)

- ①ソーシャルワーカーとして人や社会等に働きかけるため、対象や事象及びその背景を分析し理解するための基礎となる科目
- ②社会福祉を学問的基盤とする専門職の基礎として、専門的な思考や視点を学び、理論を構築するための科目
- ③ソーシャルワーク及び精神保健福祉の相談援助を実践する上で必要な知識や技術を理解するための科目
- ④精神保健福祉士として専門性を発揮する上で基礎となる専門的な知識や技術を習得するための科目
- ⑤学習内容を統合させ、精神保健福祉士として思考・行動し相談援助を実践できる力を習得し、さらに専門職としての研鑽課題を認識するための科目

《基礎を築く》



《基盤を構築する》



《知識や技術を理解する》



《知識や技術を習得する》



《相談援助の基本が実践できる》

現在の検討状況

科目シラバスの提示に関して

- 精神保健福祉士養成の科目案として、現行と同様の総時間数「1200時間」を全体として提示する。
- 現行のカリキュラムを土台としつつ、精神保健福祉士の養成に必要な科目という観点で統廃合し再編した。
- あくまでも、現段階での案であり、今後の検討・作業の過程で変更になる部分もある。
- 科目名の変更の可能性のある科目についても、現在の仮称（「仮」）としており、今後、教育内容（シラバス）の詳細と合わせてさらに検討する必要がある。
- 科目によって参考人を招致した。WGの検討過程における検討の精密さは、科目によって未だ濃淡がある。
- 共通科目は精神保健福祉士のみには偏らない内容とするよう留意したが、社会福祉士の検討状況に応じて、今後内容の調整を要する。

各科目の課題と論点を踏まえた対応（現時点での提案とご相談）

- ①ソーシャルワーカーにとって必要となる内容の整理をした上で、ソーシャルワークの基盤となる社会・人文・自然科学の基礎科目として、社会学、法学、心理学、医学等の学問の体系化を行ってはどうか。
 - ・医学と医療（保健学）を学ぶ科目としての内容の見直し→対応済
 - ・保健学の整理、「保健医療サービス」の科目内容の意義の検討と必要に応じた廃止→対応済
 - ・法学について、基盤として体系的に学ぶ法学の基礎（概論）と、各刑事司法制度の概要や仕組み、職種や機関の連携を学ぶ科目とを分ける→異論がなかったため提案を採用
 - ・心理学について、人の心理を理解するために手厚くする必要性→WGで再検討し対応済
- ②現行「地域福祉の理論と方法」は、理論を「社会福祉原論」へ、方法を援助技術論（リハビリ論）に移行してよいか。地域福祉の理念を学ぶ意義を重視し、科目として残すべきか。
→参考人の意見も加味し、「地域福祉論」を残すこととして再提案
- ③三障害一元化による相談支援が既に展開されている現状に鑑み、「障害者福祉論」として社会福祉士も共通に学ぶ科目とする必要があるか。→WGでは共通科目から外す意見が大勢であるが両論と併記する
- ④公的扶助・生活保護制度について社会保障の科目内で一体的に学ぶことはできるか。→その方向で検討中
- ⑤児童やひとり親家庭、高齢、被災、外国人、生活困窮などメンタルヘルス課題を背景として生じる多様な支援課題についてどのように学ぶとよいか。→各要素は各科目に含みつつ「精神保健福祉援助演習」で事例として学ぶこととし含まれるべき事項を詳述する。
- ⑥実習時間や期間、実習機関の拡充、実習指導者の要件等について見直す必要があるか。→時間数の見直しは無いが教員要件は厳格化を提案したい。
- ⑦社会福祉士との共通化が想定される科目について、内容をどのように検討するか。→未対応

精神保健福祉士の養成課程における教育内容(カリキュラム)の検討状況

| | 現行科目名 | 時間数 | 見直しの素案における主な該当科目 | 時間数 | 補足(統廃合の詳細等) |
|----|---------------------|-----|----------------------------|-----|-------------------------------|
| 1 | 人体の構造と機能及び疾病 | 30 | 医学と(保健・)医療 | 30 | |
| 2 | 心理学理論と心理的支援 | 30 | 心理学と心理的支援 | 30 | |
| 3 | 社会理論と社会システム | 30 | 現代社会学(仮) | 30 | |
| 4 | 現代社会と福祉 | 60 | 社会福祉の原論(仮) 社会福祉制度運営論(仮) | 90 | ※社会福祉原論(仮)は60、社会福祉制度運営論(仮)は30 |
| 5 | 地域福祉の理論と方法 | 60 | 地域福祉論(仮) | 30 | |
| 6 | 福祉行財政と福祉計画 | 30 | ★統廃合 | — | |
| 7 | 社会保障 | 60 | 社会保障(仮) | 60 | |
| 8 | 低所得者に対する支援と生活保護制度 | 30 | ★統廃合 | — | |
| 9 | 保健医療サービス | 30 | ★統廃合 | — | |
| 10 | 権利擁護と成年後見制度 | 30 | 法学概論(仮) | 30 | |
| 11 | 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 | 30 | ★統廃合(※または障害者福祉論として共通・読替化) | — | |

| | 新科目名 | | 見直しの素案における主な該当科目 | | 補足 |
|----|-------------------|-----|----------------------------------|-----|-------------------------------|
| 12 | 精神疾患とその治療 | 60 | 精神医学と精神科医療(仮) | 60 | |
| 13 | 精神保健の課題と支援 | 60 | 現代の精神保健の課題と支援(仮) | 60 | |
| 14 | 精神保健福祉相談援助の基盤(基礎) | 30 | 精神保健福祉相談援助論Ⅰ | 30 | ※共通または読替科目 |
| 15 | 精神保健福祉相談援助の基盤(専門) | 30 | 精神保健福祉の原論(仮) 精神保健福祉相談援助論Ⅱ | 90 | ※精神保健福祉の原論は60、精神保健福祉相談援助論Ⅱは30 |
| 16 | 精神保健福祉の理論と相談援助の展開 | 120 | 精神保健福祉援助技術論 精神障害リハビリテーション論(仮) | 120 | |
| 17 | 精神保健福祉に関する制度とサービス | 60 | 精神保健福祉の制度論(仮) | 60 | |
| 18 | 精神障害者の生活支援システム | 30 | | | |
| 19 | 精神保健福祉援助演習(基礎) | 30 | 精神保健福祉援助演習(基礎) | 30 | ※共通または読替科目 |
| 20 | 精神保健福祉援助演習(専門) | 60 | 精神保健福祉援助演習(専門) | 90 | |
| 21 | 精神保健福祉援助実習指導 | 90 | 精神保健福祉援助実習指導 | 90 | |
| 22 | 精神保健福祉援助実習 | 210 | 精神保健福祉援助実習 | 210 | |

| | 新科目名 | | 見直しの素案における主な該当科目 | | 補足 |
|----|-----------------------|------|------------------|---------|----|
| 23 | 社会調査の基礎 | (30) | 社会福祉調査の基礎 | 30 | |
| 24 | 福祉サービス組織と経営 | (30) | — | — | |
| 25 | 高齢者に対する支援と介護保険制度 | (60) | — | — | |
| 26 | 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 | (30) | — | — | |
| 27 | 就労支援サービス | (30) | — | — | |
| 28 | 更生保護制度 | (30) | 刑事司法制度（仮） | 30 | |
| | | 1200 | | 合計 1200 | |

※本表は、単純な科目の新旧表ではないため、統廃合を検討している科目については、前後の内容が複数の科目に含まれるものがある。

※あくまでも、現段階での案であり、科目名の変更の可能性のある科目についても、現在の仮称（「仮」）としており、今後の検討・作業の過程で変更になる部分もある。

各科目の
科目の「意義・目的」、「ねらい(目標)」等について

1. 医学・医療（仮）（30）

【見直しの方向性】

- ・現行の科目の解剖学の比重を見直し、医学の基礎、機能学、生理学、公衆衛生学の内容を盛り込むよう見直してはどうか。
- ・ソーシャルワーカーの基盤となる、医学と医療（保健学を含む）について学ぶ科目として、ねらいや教育内容を整理してはどうか。

【科目の意義や目的】

- ①本科目は、ソーシャルワーカー（精神保健福祉士・社会福祉士）がクライアントを医学・医療の観点から理解するための基礎として、人のライフステージにおける心身の変化と健康課題、身体構造と心身機能、健康及び疾病の捉え方などについて学ぶことを目的とする。
- ②疾病と障害の予防・回復過程の視点からクライアントを理解するとともに、公衆衛生の観点で医学・医療を取り巻く社会環境を捉えられるよう学ぶことを目的とする。

【目標・ねらい】

- ①ソーシャルワーカーがクライアントを医学・医療の観点から理解できるようにするために、人のライフステージにおける心身の変化と健康課題について知る。
- ②ソーシャルワーカーがクライアントを医学・医療の観点から理解できるようにするために、人の身体構造と心身機能について理解する。
- ③ソーシャルワーカーがクライアントを医学・医療の観点から理解できるようにするために、健康・疾病の捉え方について理解する。
- ④疾病と障害の成り立ち及び回復過程について学び、医療チームの一員として他職種と連携してクライアントを支援できるようになることを目指す。
- ⑤ソーシャルワーカーが医学・医療を取り巻く社会環境を理解できるようにするために、公衆衛生について理解する。

【教育内容、含むべき事項(例示)】

1. ライフステージにおける心身の変化と健康課題(心身の成長・発達、心身の加齢・老化、ライフステージ別の健康課題、生と死)
2. 健康及び疾病の捉え方(健康の概念(WHO憲章を含む)、疾病の概念(ICDを含む))
3. 身体構造と心身機能(人体部位の名称、器官系と臓器の役割)
4. 疾病と併存・残遺する障害の成り立ち及び医療による回復過程(疾病の発症原因、病変の成立機序、生活習慣病・感染症・精神疾患・神経疾患・骨関節や結合組織の疾患・先天性疾患と併存すると併存・残遺する障害、及びその予防・治療・リハビリテーション)
5. 公衆衛生(健康の社会的決定要因、健康増進と保健医療対策)

2. 心理学と心理的支援（仮）（30）

【見直しの方向性】

- ・現行の時間数と内容では、全体的に浅く広く学ぶ科目となっているが、意義・目的を踏まえての内容等を見直してはどうか。
- ・「心理学理論と心理的支援」については、人間理解の基盤となるため内容を充実させる必要がないか。特に発達心理学や認知心理学の観点は重要ではないか。

【科目の意義や目的】

- ①ソーシャルワーカー（精神保健福祉士や社会福祉士）の自己覚知、及び対象となる人の言動（問題行動や症状を含む）理解において、心に関連した科学的知見を統合的に活用するための科目である。
- ②援助場面において対象となる人びと及び他職種との良好な協働関係を構築するための科目である。

【目標・ねらい】

- ①人の言動や行動(問題行動や症状を含む)を解釈する枠組みを構築するために、特定の条件下において人の個体にどのような心理的反応が生じるのかを理解する(心の横断的理解)。
- ②人の言動や行動(問題行動や症状を含む)を解釈する枠組みを構築するために、人の系統発生と個体発生、ならびに環境との相互作用による個体の心理的变化の過程を理解する(心の縦断的理解)。
- ③人の言動や行動(問題行動や症状を含む)を解釈する枠組みを構築するために、人の心を統合的な視点で理解する。
- ④援助場面において対象及び他職種との良好な協働関係を構築するために、心理学の理論を基礎としたアセスメント方法と支援の方法を活用できる。

【教育内容、含むべき事項(例示)】

1. 心の科学の展開(心理学概論、心を探求する方法の発展)
2. 人の心の基本的な仕組みと機能(心の生物学的基盤、感情・動機づけ、感覚・知覚、学習・行動、認知、個人差、社会・文化と個人)
3. 人の心の発達過程(生涯発達、心の発達の基盤)
4. 心の不適応(心の不適応、健康生成論)
5. 心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本(心理アセスメント、心理的支援の基本的技法、心理療法におけるアセスメントと介入技法の概要)

3. 現代社会学（仮）（30）

【見直しの方向性】

- ・科目名称を「現代社会学」などとし上記の意義・目的の観点で見直してはどうか。
- ・各社会理論については、主要なものは総論の項で紹介し、あとは小項目で例示することとしてはどうか。

【科目の意義や目的】

- ①本科目は、精神保健福祉士・ソーシャルワーカーが多様性・複雑性を理解することや変化過程にあるものを幅広く捉えることの基盤として、社会学における概念や定義、主要な理論を理解するための科目である。
- ②個人・人生、家族、地域などマイクロ・メゾ・マクロの各レベルにおいて、当事者のみでなくその背景も含めて対象を理解するため、加えて、格差、社会問題、差別、災害など現代社会への影響要素としての現代社会の諸相などからも、その対応を考えるための科目である。

【目標・ねらい】

- ①現代社会の特性を理解する。
- ②生活について多角的に理解する。
- ③人と社会の関係について理解する。
- ④ 社会問題とその背景について理解する。

※ ソーシャルワーカー(精神保健福祉士や社会福祉士)に必要な内容となるよう留意すること。

【教育内容、含むべき事項(例示)】

1. 構造と変動(社会システム、組織と集団、人口の概念・構造・動態・問題、少子高齢化、超高齢社会、人口減少、グローバル化、社会変動、地域の概念、ソーシャルキャピタル、都市化や過疎化と地域、地域社会の集団・組織、気候変動・地球温暖化、環境破壊、資源枯渇、持続可能性)
2. 市民社会と公共性(社会的格差、貧困、不平等、社会政策と社会問題、差別と偏見、災害と復興、)
3. 生活と人生(家族とジェンダー、健康、労働(ワークライフバランス、非正規、出業))、世代(子育て、世代間交流、ライフコース、個人化、いじめ、孤独)
4. 自己と他者(社会化(社会的自我、アイデンティティ、役割取得)、相互作用(シンボリック相互作用、親密性))

4. 法学概論(仮) (30)

【見直しの方向性】

- ・ソーシャルワーカー(精神保健福祉士や社会福祉士)の基盤として法学の基礎を体系的に学ぶ必要性はないか。
- ・成年後見制度におけるソーシャルワーカーの役割に対する社会的認知は既に進んでおり、科目名に冠することは不要ではないか。民法のなかで学ぶこととしてはどうか。

【科目の意義や目的】

- ①クライアントの多くが何らかの法律問題を抱えている現在、精神保健福祉士・ソーシャルワーカーが適時に適切な支援を行うためには、法的な問題のある程度理解・把握した上で支援の道筋をつけ、関係機関との交渉・連携を行うことが必要となる。
- ②ソーシャルワーク活動を行う上で求められる最低限の法的知識を習得することを目的とする。

【目標・ねらい】

- ①全ての「法」に共通する基礎的知識を身につける。
- ②支援活動を行う上で特に必要となる憲法、民法、刑法、行政法の基礎を理解し、支援活動で遭遇しうる問題と結びつけ、対応策を検討することができる。
- ③権利擁護活動を実践する過程で直面しうる重要な問題について、法的観点から整理できる。

【教育内容、含むべき事項(例示)】

1. 法学入門(法と規範、法の体系・種類・機能、法の基礎知識と解釈、裁判制度など)
2. 憲法(憲法とは、基本的人権など)
3. 民法(総則、契約、不法行為、親族、遺産管理など)
4. 刑法(基本原理、犯罪とは、刑罰など)
5. 行政法(行政組織、行為形式、義務履行確保、行政訴訟制度、地方自治法など)
6. 権利擁護活動で直面しうる法的諸問題(インフォームド・コンセント、秘密・プライバシー・個人情報、権利擁護活動と社会の安全)

5. 社会福祉調査の基礎 (30)

【見直しの方向性】

・社会福祉士の専門科目である「社会調査の基礎」は、ソーシャルワーカー(精神保健福祉士や社会福祉士)の基盤として重要であり、精神保健福祉士も必修科目としてはどうか。

【科目の意義や目的】

- ①ソーシャルワーカー(精神保健福祉士・社会福祉士)が「対象や関連する現象を分析的に理解する」ために必要となる社会調査についての基礎的知識を学ぶことを目的とする。
- ②ソーシャルワークが社会調査と密接に関連して発展してきた歴史を学び、数量的調査に関しては多様な調査結果を適切に理解できるリテラシーの習得、また、質的調査に関しては事例・小集団等についての記述報告を理解でき、必要に応じて実施できるところまでを目的とする。

【目標・ねらい】

- ①社会調査の意義と目的及び方法の概要について理解する。
- ②社会調査における倫理や個人情報保護について理解する。
- ③古典研究事例から社会調査と社会福祉の関係について理解する。
- ④量的調査の方法及び質的調査の方法について理解する。

【教育内容、含むべき事項(例示)】

1. 社会調査の意義と目的(社会調査の意義と目的と対象、社会調査の計画)
2. 社会調査と社会福祉の歴史的関係(古典(ブース、ラウンダリー、タウンゼント等)の理解)
3. 社会調査における倫理と個人情報保護(社会調査における倫理、社会調査における個人情報保護)
4. 統計法の概要
5. 量的調査の方法(量的調査のメリット(多数把握、実態把握、因果関係の推論、一般化)・デメリット(経験の詳細な理解)、量的調査の種類と方法、調査票の作成方法、集計と分析)
6. 質的調査の方法(質的調査のメリット(厚い記述、個人の経験の詳細な理解)・デメリット(限定数、一般化困難性)、参与観察法、面接法、質的調査のデータの分析方法)

6. 刑事司法制度(仮) (30)

【見直しの方向性】

・刑事司法制度におけるソーシャルワーカー(精神保健福祉士や社会福祉士)の職域の拡大可能性を踏まえ、「刑事司法制度」として体系的に学ぶ内容にしてはどうか。

【科目の意義や目的】

①刑事司法制度の対象となった人々の福祉支援ニーズを把握し、適切な支援活動へと結びつけるために、その前提である基本的な刑事司法制度の仕組みを学ぶことを目的とする。

②刑事司法制度においては、高齢者・障害を抱える犯罪者への対応が大きな課題であり、刑事司法制度とソーシャルワーカーをはじめとする福祉関係者との緊密な連携が求められている。さらに、刑事司法手続きの各段階において、犯罪者・犯罪被害者に対し、生活支援、精神保健上の支援などが求められるようになってきている。

【目標・ねらい】

- ①刑事司法制度の基礎的枠組みと、手続きの大まかな流れを理解する。
- ②相談援助活動を行うことが求められている刑事司法の個別制度の仕組みを理解し、具体的な活動をイメージできる。
- ③刑事司法制度内で実践しうる権利擁護活動の更なる可能性を検討できる。

【教育内容、含むべき事項(例示)】

1. 刑事司法制度の概要(刑事司法制度、刑事司法制度の関係者、検察による刑事政策)
2. 施設内処遇制度(矯正施設、矯正施設での処遇、出口支援)
3. 社会内保護制度(更生保護とは、保護観察とは、仮釈放、刑の一部執行猶予制度、更生緊急保護、民間協力者)
4. 医療観察制度(触法精神障害者対策、審判手続)
5. 少年司法制度(刑事司法と少年司法、少年に対する保護処分、非行問題対策)
6. 犯罪被害者支援制度(刑事司法制度における犯罪被害者の地位、刑事司法制度の各段階における被害者支援策)
7. 刑事司法制度における近年の課題(再犯防止対策、少年法の年齢引き下げ＋若年成人の特別処遇)

7. 社会福祉の原論を学ぶ科目(仮) (60)

【見直しの方向性】

- ・政策や制度を中心に扱う構成よりも、社会福祉に関する歴史的な展開を含めて学べるよう見直してはどうか。
- ・福祉政策の課題は個々のコマで教えても、その意義や目的と併せて理解できず学習効果が薄いので、社会学や社会福祉原論などに整理して系統的あるいは包括的に教えるよう見直してはどうか。

【科目の意義や目的】

- ①社会福祉を取り巻く動向目まぐるしい変化や、新たな制度の創設や見直しが急速に進む状況に際して、社会福祉専門職(精神保健福祉士・社会福祉士)が変化に対応することとあわせて、専門職として「社会福祉は何をなし得るのか、何を指すのか」といった本質を問い、社会福祉の視点から時代を読み取り今後の方向性を描くことが求められる。
- ②社会福祉の成り立ちとその発達過程を歴史的に学ぶことを通して、社会福祉とは何か、何を目指してきたのか、その本質を理解することを主眼に置く。
- ③ソーシャルワーカー(精神保健福祉士や社会福祉士)として、社会福祉の理念と概念を説明できる力を養うとともに、今日の社会問題に対して社会福祉がいかなる役割を果たし得るのかを問い、これからの社会福祉のあり方を探求する基礎力を養うための科目とする。

【目標・ねらい】

- ①社会福祉の原理をめぐる思想・哲学と理論を理解し、社会福祉の理念を説明できるようになる。
- ②欧米の社会福祉(福祉国家)の発展過程と理論展開を理解し、日本の社会福祉の特性理解に役立つ。
- ③日本における社会福祉の歴史的発達過程と社会福祉を捉える理論展開を理解する。
- ④社会福祉の構造改革の目的と今日の社会福祉政策(policy)の意義と課題を③を踏まえて理解する。
- ⑤社会福祉におけるニーズの概念を理解する。
- ⑥今日の社会問題(少子高齢・人口減、格差・貧困、差別・偏見、グローバル化、自然災害など)における社会福祉の課題について、①～⑤の学習理論に基づいて考察し、今後の社会福祉の役割や方向性を探索する。

【教育内容、含むべき事項(例示)】

1. 社会福祉の原理(社会福祉の思想・哲学と理論、社会問題・社会政策・社会保障・社会福祉の概念規定)
2. 欧米における社会福祉の展開過程(社会福祉の思想・哲学と理論、社会問題・社会政策・社会保障・社会福祉の概念規定)
3. 日本における社会福祉の歴史と発達過程
4. 社会福祉政策の転換(社会福祉基礎構造改革の目的と概要、福祉の多元化と地域化、地域福祉の発展とその意義、今日における社会連帯の意義)
5. 社会福祉におけるニーズ
6. 現代社会における社会問題とこれからの社会福祉の役割(人口減・少子高齢社会における社会福祉の役割と課題、格差・貧困問題における社会福祉の役割と課題、自然災害に対する社会福祉の役割と課題など)

8. 社会保障(仮) 60

【見直しの方向性】

- ・公的扶助や生活保護制度と合わせて教える科目にできるか。
- ・生活困窮者自立支援制度なども学ぶ必要はあるが、制度ができるたびに科目として立てることは不要ではないか。また、生活困窮者は貧困とは限らないのではないか。理念等として学ぶこともできるのではないか。
- ・社会保障と税の一体改革など、施策の内容を教えるだけでなく、そのことが人びとの生活にどのような影響を与えるかを考え、制度を批判的にとらえる視点も学べると良い。
- ・低所得者のみでない貧困については、援助論等でどう対応できるか要検討。

【科目の意義や目的】

- ①利用者支援に必要な社会保障制度の概要を理解する。
- ②持続可能な社会保障制度のあり方を考える視点を理解する。

【目標・ねらい】

- ①ライフサイクルにおける社会保障制度の意義について理解する。
- ②社会保障制度の形成過程を通して理念や枠組みについて理解する。
- ③社会保障制度の体系と概要について理解する。
- ④社会保障制度の財政について理解する。
- ⑤諸外国における社会保障制度の概要について理解する。
- ⑥社会保障制度の課題について理解する。

【教育内容・含むべき事項(例示)】

1. ライフサイクルと社会保障制度(暮らしの基盤を支える社会保障(公的扶助・生活保護制度を含む)、社会保障の機能別分類(生活保護制度を含む))
2. 社会保障制度の形成過程(社会保険と社会福祉、日本国憲法と社会保障、社会保険と社会福祉の接近・連続性(生活保護制度における医療扶助を含む)、セーフティネットと自助・互助・共助・公助、社会保障の理念と目的)
3. 社会保障制度の体系と概要(医療保険制度、介護保険制度、年金保険制度、生活保護制度、労働関係法規と労働保険制度)
4. 社会保障と財政(社会保障給付費の動向、一般会計予算の動向、行政事務の効率化、地方経費の動向(生活保護費の動向を含む)、社会保障の経済効果)
5. 社会保障制度の国際比較(高齢化と社会保障の給付規模、社会保障給付費の部門別の比較)
6. 社会保障制度の課題(社会の変化、所得保障と生活支援(生活保護制度を含む)、年金と雇用、医療と介護、制度の持続可能性)

9. 社会福祉運営論(仮) 60

【見直しの方向性】

・「社会福祉原論」での学習を基礎とし、今日の社会福祉政策(policy)を実行する仕組みと運営(administration)の主体と方法を理解するための科目である。

【科目の意義や目的】

- ①今日の社会福祉の制度体系の全体像を把握し、各種制度の役割を踏まえた全体関連性を理解する。
- ②社会福祉の実施体制(国・地方自治体・組織・団体等)とそれぞれの役割を理解する。
- ③社会福祉の財源の仕組みと行財政の動向について理解する。
- ④社会福祉の供給主体と供給の仕組みについて理解する。
- ⑤福祉計画の意義と目的を理解し、多様な福祉計画の主体と策定過程を理解する。

【目標・ねらい】

- ①社会福祉の制度体系の全体像を把握し、各種制度の役割を踏まえた全体関連性を理解する。
- ②社会福祉の実施体制(国・地方自治体・組織・団体等)とそれぞれの役割を理解する。
- ③社会福祉の財源の仕組みと行財政の動向について理解する。
- ④社会福祉の供給主体と供給の仕組みについて理解する。
- ⑤福祉計画の意義と目的を理解し、多様な福祉計画の主体と策定過程を理解する。

【教育内容・含むべき事項(例示)】

1. 社会福祉の法体系(社会福祉に係る法律の全体像、各法律の役割と位置づけ)
2. 社会福祉行政の運営体制(国の役割、地方自治体、都道府県・市町村・社会福祉行政の組織及び団体・社会福祉行政の職名と役割)
3. 社会福祉の財源(国・地方自治体・保険料・民間の財源、財源と供給、福祉行財政の動向)
4. 社会福祉の供給体制(供給主体(行政、社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他の法人、市民団体)、社会福祉の供給過程、社会福祉の利用過程)
5. 福祉計画の意義と種類(福祉計画の意義と目的、主体、行政福祉計画の種類、民間における福祉計画の種類)
6. 福祉計画の運用過程(福祉計画の策定過程、策定方法と留意点、実施と評価のプロセス)

10. 地域福祉論(仮) (30)

【見直しの方向性】

- ・地域福祉の「理論」と「方法」を区別し、地域福祉の理論に焦点化した科目として「地域福祉論(仮称)」を設けてはどうか。
- ・地域福祉に係る組織(とその役割)、地域福祉計画を含めてはどうか。
- ・地域福祉の方法(コミュニティワーク、資源調整・開発、ソーシャルアクションなど)については、精神保健福祉士専門科目(精神保健福祉援助技術論、精神障害リハビリテーション)の内容と重複しており、援助技術論として取り扱うのが妥当ではないか。

【科目の意義や目的】

- ①「社会福祉原論」で学習した社会福祉の歴史を踏まえて地域福祉の意義を捉え、地域福祉の理念と概念を理解するための科目である。
- ②地域福祉の実現に向けた仕組みと方法を理解するとともに、地域福祉が多様な担い手により構成されていることと、それぞれの役割を理解する。
- ③専門職として、地域住民として、自らが地域福祉の主体であるという意識を醸成する。

【目標・ねらい】

- ①地域福祉の歴史とその意義について理解する。
- ②地域福祉の理念(人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域包括ケア、地域共生社会を含む)について理解する。
- ③地域福祉における主体と対象を理解し、住民の主体形成の概念を理解する。
- ④地域福祉を担う組織、団体及び専門職、住民の役割とそれぞれの連携・協働の実際について理解する。
- ⑤地域福祉の動向及びその発展と広がりについて理解する。

【教育内容・含むべき事項(例示)】

1. 地域福祉の意義と理念(社会福祉における地域福祉の意義、地域福祉の歴史と理論の発展、地域福祉の理念、地域福祉における住民参加の意義)
2. 地域福祉の主体と対象
3. 地域福祉を推進する人や組織(地方自治体、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間団体、専門職、民生委員・児童委員、ボランティアなど)
4. 地域福祉の動向と展望(地域福祉の広がり、地域を基盤とした福祉の推進、地域包括ケアシステムの意義と展望)

11. 精神医学と精神科医療(仮) (60)

【見直しの方向性】

- ・「脳の構造と機能」が小項目にあるのはおかしい。
- ・成因と分類の中項目に対して、小項目の抽象度がさらに高く曖昧ではないか。

【科目の意義や目的】

- ①精神保健福祉士として精神科患者や障害者を理解してかかわるために、成因別に精神疾患の概要を理解するとともに、代表的な疾患の経過と治療法を学ぶ。
- ②精神科医療の仕組みを学び、精神保健福祉士の役割を理解するとともに、チーム医療の一員として、また医療機関の他職種と連携できるようにすることを目指す。

【目標・ねらい】

- ①精神科疾患全体を成因別に把握し、代表的な疾患の症状、経過、治療方法について学び、精神科疾患の正しい知識を得ることにより、家族や本人の苦しみを理解し、適切な助言や支援を行う基盤とする。
- ②精神科医療と人権擁護の歴史を学び、精神保健福祉法下における精神科病院のさまざまな入院形態や医療観察法について理解し、その中の精神保健福祉士の役割を知る。
- ③地域包括ケア中心となっていく精神科医療の展開において、病院のみではなく地域のさまざまな施設や職種と連携して早期介入や再発予防、退院促進などを行っていくための精神保健福祉士の役割理解する。

【教育内容・含むべき事項(例示)】

1. 精神科疾患総論(精神医学の歴史、代表的な精神科疾患の成因、症状、経過)
2. 精神科疾患の治療(薬物療法、身体療法、作業療法など)
3. 精神科医療の展開(入院治療と人権擁護、入院形態、外来治療やアウトリーチ、医療観察法における治療プロセス、チーム医療など)
4. 精神保健医療と福祉及び関連機関との連携(保健所、精神保健センター、地域診療所、総合病院、警察、消防などとの連携)

12. 現代の精神保健の課題と支援(仮) (60)

【見直しの方向性】

- ・単に精神保健概要だけではなく、予防と要因の項目を立てて着眼する。
- ・科目の立て方を「ライフサイクル」の視点でいくのか「課題」の視点でいくのかの方針決めが必要ではないか。
- ・アップデートされる精神保健や社会の課題を盛り込みながら支援の方法等についても学べる科目に見直してはどうか。他の普遍的な内容の科目とは趣旨が異なる位置づけとする。

【科目の意義や目的】

- ①現代の精神保健の動向と課題を理解する
- ②精神保健活動の実際と精神保健福祉士の役割を理解する

【目標・ねらい】

- ①現代の精神保健分野の動向と課題を理解する。
- ②精神保健の基本的考え方を理解する。
- ③現代社会における精神保健の諸課題の実際を生活環境ごとに理解し、精神保健福祉士の役割について理解する。
- ④精神保健の保持・増進と発生予防のための支援及び専門機関や関係職種との役割と連携について理解する。
- ⑤国際連合の精神保健活動や他の国々における精神保健の現状と対策について理解する。

【教育内容・含むべき事項(例示)】

1. 現代の精神保健分野の動向と基本的考え方
2. 家族に関連する精神保健の課題と支援(家族間暴力、出産・子育て、介護、社会的引きこもりなど)
3. 精神保健の視点から見た学校教育の課題とアプローチ(教員の精神保健、SSWなど)
4. 精神保健の視点から見た勤労者の課題とアプローチ(労働環境、職場の精神保健等)
5. 精神保健の視点から見た現代社会の課題とアプローチ(災害被災者、犯罪被害者、自殺予防、貧困、社会的孤立、性的少数者、多文化・異文化、反復違法行為など)
6. 精神保健に関する発生予防と対策(依存症、うつ病と自殺対策、子育て支援や虐待防止、認知症高齢者、社会的ひきこもり、災害時の精神保健など)
7. 地域精神保健に関する偏見・差別等の課題
8. 精神保健に関する専門職種(保健師等)と国、都道府県、市町村、団体等の役割及び連携
9. 諸外国の精神保健活動の現状及び対策

13. 精神保健福祉の原論となる科目 (60)

【見直しの方向性】

- ・精神保健福祉士を目指す者の原論に位置づけられる科目が必要ではないか。
- ・精神科医療や精神障害のある人への処遇の歴史と一体的に学ぶことで専門職としての価値が学べるのではないか。
- ・精神医学ソーシャルワーカー(PSW)が理論構築してきた「かかわり論」を継承する意味があるのではないか。

【科目の意義や目的】

- ①精神保健福祉の基本的枠組み(理念・視点・関係性)を習得することにより、精神障害者の基本的人権の保障と社会正義の実現を担う専門職として「精神保健福祉士」の存在意義があることを理解する。
- ②精神保健福祉分野でのソーシャルワークを担う専門職としてのアイデンティティの基盤を獲得できる。

【目標・ねらい】

- ①精神障害者の上位概念である「障害者」に対する思想や障害者の社会的立場の変遷から、障害者福祉の基本的枠組み(理念・視点・関係性)について理解する。
- ②精神保健福祉士が対象とする「精神障害者」の定義とその障害特性を構造的に理解するとともに、精神障害者の生活実態について学ぶ。
- ③精神疾患や精神障害をもつ当事者の社会的立場や処遇内容の変遷をふまえ、それに対する問題意識をもつ価値観を体得する。
- ④精神障害者へのかかわりについて、精神医学ソーシャルワーカー(PSW)が構築してきた固有の価値を学び、精神保健福祉士の存在意義を理解して職業アイデンティティの基礎を築く。
- ⑤現在の精神保健福祉士の基本的枠組み(理念・視点・関係性)と倫理綱領に基づく職責について理解する。
- ⑥精神保健福祉士に求められる機能や役割を理解するため、「精神保健福祉士」を規定する法律と倫理綱領、近年の精神保健福祉の動向について把握する。

【教育内容・含むべき事項(例示)】

1. 障害者福祉の理念
2. 「障害」と「障害者」の概念
3. 精神障害者の人権(諸外国の動向、日本の精神科医療や社会的障壁の歴史、権利蹂躪から権利獲得へ)
4. 精神障害者の生活実態(精神科医療、家族、社会生活)
5. 「精神保健福祉士」の資格化の経緯と精神保健福祉の原理と理念
6. 「精神保健福祉士」の機能と役割

14. 精神保健福祉の制度論 (60)

【見直しの方向性】

- ・制度やサービスを学ぶだけでなく、そこにおける精神保健福祉士の役割も併せて学ぶ方が実践力獲得に通じるのではないか。
- ・障害者福祉論との関係を整理する必要はないか。
- ・精神保健福祉士は精神保健福祉に関する制度をより広く深く学ぶべきではないか。

【科目の意義や目的】

- ①本科目は、精神保健福祉士としてソーシャルワークを実践するために、主要な法律や制度に精通することを目的とする。
- ②各法律に規定されている精神保健福祉士としての役割を理解し、適正な遂行ができるよう法律や制度を理解するとともに、それらが必要となった背景や法制度の限界、課題についても考えることができることを目的とする。

【目標・ねらい】

- ①障害者に関する法制度の体系について理解し、精神障害者に関する法と制度について説明できる。
- ②精神保健福祉法、障害者総合支援法、医療観察法等に規定されている精神保健福祉士の役割について理解し実務をイメージできる。
- ③精神疾患や障害のある人への支援に必要な法制度を適切に活用できる。
- ④障害者に関する法と制度には限界があることを知り、課題を考えることができる。

【教育内容・含むべき事項(例示)】

1. 障害者に関する制度・施策の理解(法制度の体系、障害者福祉施策の変遷)
2. 精神障害者の医療に関する制度(精神保健福祉法・医療観察法の概要と精神保健福祉士の役割、課題)
3. 障害者の生活支援に関する制度(障害者総合支援法、居住支援制度、介護保険制度、日常生活自立支援事業等)
4. 就労に関する制度(障害者雇用促進法、労働安全衛生法等)
5. 障害者福祉に関する制度(障害者基本法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、発達障害者支援法等の概要、特性に応じた他職種や他機関との連携)
6. その他の制度(障害者の経済的支援、高齢障害者の支援、児童・思春期の障害者の支援制度)

15. 精神保健福祉の相談援助論 I (30)

【見直しの方向性】

- ・価値・理念、視点、倫理については教育の重要性が指摘されているため、複数科目で学習を積み重ねることに意味があるのではないか。
- ・社会福祉士の教育内容等との共通・読替が可能な部分も含むのではないか。

【科目の意義や目的】

- ①ソーシャルワークの入門的科目と位置づけ、ソーシャルワークの定義を説明でき、ソーシャルワークの実践理論と原則を理解することを目的とする。
- ②精神保健福祉士のみならず、精神保健福祉士及び社会福祉士に共通するソーシャルワークの概念を学ぶ内容で構成している。

【目標・ねらい】

- ①ソーシャルワークの定義を説明できるようになる。
- ②ソーシャルワークの理論的展開と代表的な実践理論、アプローチを理解する。
- ③ソーシャルワークの展開過程と実践上の原則について理解する。

【教育内容・含むべき事項(例示)】

1. ソーシャルワークの概念(グローバル定義、ソーシャルワークの形成過程と理論的展開)
2. ソーシャルワークの実践モデル(ジェネラリストソーシャルワーク実践モデル/アプローチ、エコロジカル(生活)モデル/アプローチ、ストレングスモデル/アプローチ、エンパワメントモデル/アプローチ、危機介入モデル/アプローチ、課題中心モデル/アプローチ、ナラティブモデル/アプローチ、解決志向モデル/アプローチなど)
3. ソーシャルワークの展開過程と実践上の原則
4. ソーシャルワーカーの倫理

16. 精神保健福祉の相談援助論Ⅱ (30)

【見直しの方向性】

- ・精神保健福祉論と内容を整理する必要があるのではないか。
- ・価値・理念、視点、倫理については教育の重要性が指摘されているため、複数科目で学習を積み重ねることに意味があるのではないか。

【科目の意義や目的】

- ①「精神保健福祉相談援助論1」の学習内容を前提とし、ソーシャルワークの概念や理念・倫理を踏まえて精神保健福祉士の意義と役割を理解する。
- ②精神保健福祉士が行っていることをその意図を含めて言語化できるようになる。

【目標・ねらい】

- ①ソーシャルワークの定義と概念に関する理解を深める。
- ②精神保健福祉士の職責と専門職倫理について理解する。
- ③精神保健福祉士の業務特性とその概要について説明できるようになる。
- ④精神保健福祉士が行う他職種連携/多機関連携に関する基礎知識を習得する。

【教育内容・含むべき事項(例示)】

1. ソーシャルワークの定義と概念(ソーシャルワークの定義(原理、倫理)、目的と方法、展開)
2. 精神保健福祉士の職責(精神保健福祉士法の定義、義務、専門職倫理、精神障害者の人権擁護と精神保健福祉士の役割)
3. 精神保健福祉士の業務(精神保健福祉士の業務特性、精神保健福祉士の職場・職域、精神保健福祉士の業務内容・業務展開(業務指針・業務分類、業務の展開例))
4. 他職種連携/多機関連携における基礎知識

17. 精神障害のリハビリテーション論(仮) (60)

【見直しの方向性】

- ・精神保健福祉援助技術論と分けるべきではないか。
- ・「精神科リハビリテーション」とすると収まりきらないのではないか。

【科目の意義や目的】

- ①精神保健福祉士の行う相談援助活動に必要な、精神障害リハビリテーションの概念、プログラム及び方法について理解する。
- ②精神保健福祉士が実際のリハビリテーションに携わる際にどのように行動すればよいか理解する。

【目標・ねらい】

- ①精神障害リハビリテーションの概念とプロセス及び精神保健福祉士の役割について理解し、援助場面で活用できる。
- ②精神障害リハビリテーションプログラムの知識を援助場面で活用できる。
- ③精神障害リハビリテーションにおける基本的な技術を身につけられる。
- ④精神障害リハビリテーションの実施機関と、そこで行われている精神障害リハビリテーションの実際について理解し、実践で活用できる。

【教育内容・含むべき事項(例示)】

1. 精神障害リハビリテーションの概要(理念、歴史、意義と基本原則、ソーシャルワークとの関係)
2. 精神障害リハビリテーションの構成及び展開(対象、チームアプローチ、プロセス、精神保健福祉士の役割)
3. 精神障害リハビリテーションプログラム(認知行動療法、行動療法、作業療法、健康自己管理、依存症回復、就労準備、援助付雇用、IPSモデル、復職支援、社会生活技能訓練、心理教育、WRAP、生活訓練、再犯防止、特別支援教育、家族支援などの各プログラム)
4. 精神障害リハビリテーションの実際
5. 精神障害リハビリテーションプログラムの実施機関(福祉機関、保健医療機関、教育機関、司法機関等)

18. 精神保健福祉援助技術論 (60)

【見直しの方向性】

- ・リハビリテーションを別科目とし、60時間に収めるべきではないか。
- ・精神保健福祉の相談援助論と重複するところも重要な点は援助技術を活用する観点から学びなおすとよいのではないか。

【科目の意義や目的】

- ①精神保健福祉領域のソーシャルワークの実際を基盤で学んだことをさらに展開し、ミクロ～メゾレベルでソーシャルワーク活動が理解できる。
- ②拡大している精神保健福祉士の活動領域別にソーシャルワークの実際を理解し、事例におけるソーシャルワークのアセスメントやプランが立てられることを目的とする。

【目標・ねらい】

- ①精神障害者を対象とした相談援助技術(個別援助、集団援助の過程と、ケアマネジメント等相談援助に係る関連援助や精神障害者と家族の調整及び家族支援を含む)とその展開について理解する。
- ②精神障害及び精神保健の課題のある家族を対象とした相談援助の基本的考え方を理解する。
- ③コミュニティソーシャルワーク(精神障害者の生活実態とこれらを取り巻く社会情勢、医療、福祉の状況を含む)の概念とその展開について理解する。
- ④ソーシャルアドミニストレーション(組織運営管理、組織介入・組織活動の展開)の概念と展開方法について理解する。
- ⑤各分野における精神保健福祉士がかかわるソーシャルワークの対象及び支援の展開と役割について理解する。

【教育内容・含むべき事項(例示)】

1. 精神保健福祉領域のソーシャルワークとは
2. 実践モデルとアプローチ
3. 個別相談援助(ケースワーク)
4. 集団を活用した相談援助(グループワーク)
5. 精神保健福祉のケアマネジメント
6. 家族支援の実際
7. コミュニティソーシャルワーク
8. ソーシャルアドミニストレーションの展開方法
9. 各分野におけるソーシャルワーク実践(精神科医療、地域生活支援、雇用就労、居住支援、児童・保育領域、教育、司法領域と医療観察、高齢者福祉、身体・知的障害領域、貧困・生活困窮、行政、一般医療、独立型、一般企業/EAP機関)
10. スーパービジョンとコンサルテーション

19. 精神保健福祉援助演習(専門)(90)

【見直しの方向性】

- ・各科目で学習したことを統合させて定着させることにより、実践力を獲得できるのではないか。
 - ・カリキュラムとともに教授法や教員要件も見直すべきではないか。
 - ・演習(基礎)は読み替えまたは共通にできるのではないか(現在は時間数が異なるため読み替えで対応している)。
- ※30時間以上は、精神保健福祉援助実習後に履修することが望ましいのではないか。

【科目の意義や目的】

- ①精神保健福祉士としてソーシャルワークを実践するために、他の科目で学習した知識・技術及び価値を自己の中で統合させて活用できる力の習得をめざす。
- ②精神保健福祉士としてのアイデンティティを構築し、自身の専門職としての研鑽課題を明確にするための科目である。

【目標・ねらい】

- ①精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人の状況や困難、また希望を的確に聞き取り、とりまく状況や環境を含めて理解してソーシャルワークを展開するための精神保健福祉士の専門性(知識、技術、価値)の基礎を獲得する。
- ②精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための諸制度、サービスについて、その概念と利用要件や手続きを知り、援助に活用できるようになる。
- ③精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための関係機関や職種の役割を理解し、本人を中心とした援助を展開するチームが連携する際のコーディネーター役を担えるようになる。
- ④精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人を取巻く環境や社会を見渡し、こうした人々への差別や偏見を除去し共生社会を実現するための活動を精神保健福祉士の役割として認識し、政策や制度、関係行政や地域住民にはたらきかける方法をイメージできるようになる。
- ⑤精神保健福祉士として考え、行動するための基盤を獲得し、職業アイデンティティを構築する意義を理解できる。

【教育内容・含むべき事項(例示)】

※次頁の各項目における複数の要素を組み合わせた事例を用いて、精神保健福祉士としての実際の思考と行為を想定することができるように教授すること。

※30時間以上は実習後に履修すること。

1. 領域別(精神保健福祉士の職場)

- 1) 医療機関(入院病棟・外来・訪問・デイケア・クリニック等／総合病院や一般科含む)
- 2) 障害福祉サービス事業所(相談支援・就労支援・生活訓練・地域移行支援・自立生活援助・地域生活支援など)
- 3) 行政機関(精神保健福祉センター・保健所・市町村役場、ハローワーク等)
- 4) 高齢者施設(地域包括支援センター・介護療養型施設・生活施設等)
- 5) 教育機関(学校・教育委員会)
- 6) 司法(刑務所、矯正施設、保護観察所等)
- 7) 産業(一般企業、EAP機関等)
- 8) 児童(児童相談所、児童養護施設等)
- 9) 合議体への参加等(退院支援委員会、精神医療審査会、障害支援区分認定審査会、自立支援協議会、契約締結審査会、医療観察法審判期日等)
- 10) その他(独立開業ほか)

2 課題別

社会的排除、社会的孤立／退院支援、地域移行支援／地域生活支援／自殺対策／ひきこもり支援／児童虐待への対応／薬物、アルコール依存等の予防や回復／家族支援／就労(雇用)支援／職場ストレス、リワーク支援／貧困、低所得、ホームレス支援／災害被災者、犯罪被害者支援、触法精神障害者支援など

3. 取り上げる法制度・サービス

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律／障害者基本法、障害者総合支援法／障害者差別解消法、障害者虐待防止法／医療観察法／生活保護制度、障害年金制度、各種手当／障害者雇用促進法、労働安全衛生法／介護保険法、老人福祉法、高齢者虐待防止法／児童福祉法、児童虐待防止法／アルコール健康被害対策基本法／刑の一部執行猶予制度、覚せい剤取締法等／自殺防止対策基本法／当事者活動（自助グループ、ピアサポート）／その他（居住支援制度、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度 ほか

4. 用いる援助技術

1) ソーシャルワークのプロセスを通じた援助（インテーク、契約、アセスメント、プランニング、支援の実施、モニタリング、効果測定と支援の評価、終結とアフターケア）

2) 個別面接 3) グループワークの展開

4) ケア会議や関係者会議のコーディネートとマネジメント

5) リハビリテーションプログラムの実施（行動療法、作業療法、回復支援プログラム）

6) アウトリーチ、コミュニティソーシャルワークの展開

7) 社会福祉調査の実施、計画策定 8) 普及啓発活動

9) 記録（個別支援記録、公文書作成、業務（日誌・月報等）の記録、スーパービジョンのためのレポート作成など目的別）

20. 障害者福祉論(仮) (30)

【見直しの方向性】

- ・「精神保健福祉の制度を学ぶ科目」や「精神保健福祉の原論の科目」で扱うことも可能である。
- ・三障害一元化の実態を踏まえ「障害者福祉論」とし、各福祉法と、障害者基本法から差別解消法まで網羅する科目に再編して共通化することも考えられる。
- ・その場合、精神保健福祉の原論や制度論の内容を調整する必要がある。また社会福祉士には身体障害や知的障害について深く学ぶ科目が別途必要ではないか。

【科目の意義や目的】

- ①これまで障害者が置かれてきた状況について障害者観の変遷と合わせて理解し、各障害の特性を知ることとともに、障害者を支援するための法・制度の概要を学ぶための科目である。
- ②障害種別ごとの特性に応じて展開されるソーシャルワーク実践の共通基礎を築くことを目的とする。

【目標・ねらい】

- ①障害概念を理解するとともに、人権思想の発展と照らし合わせて障害者観の変遷について理解する。
- ②身体障害、知的障害、精神障害(発達障害含む)の各障害特性を理解し、ソーシャルワーカー(精神保健福祉士・社会福祉士)として適切な支援に結び付けることができる。
- ③ソーシャルワーカー(精神保健福祉士・社会福祉士)としての人権意識に基づき、制度的な課題を考えることの意義を理解できる。
- ④障害者総合支援法における支援の仕組みとソーシャルワーカー(精神保健福祉士・社会福祉士)の役割を理解できる。

【教育内容・含むべき事項(例示)】

1. 障害概念(国際生活機能分類(ICF)、障害と疾病、環境の関係、障害観の変化の歴史(偏見と差別、劣等処遇の時代からノーマライゼーション思想やインクルーシブな社会へ)
2. 身体障害の障害特性と支援方法
3. 知的障害の障害特性と支援方法
4. 精神障害の障害特性と支援方法
5. 障害者の処遇の変遷
6. 障害者に対する支援制度(障害者福祉の変遷(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者基本法、精神保健及び精神障害者福祉法、障害者総合支援法等)、障害者総合支援法の概要、障害児への支援)
7. 障害者を取り巻く社会環境(障害者の生活実態、福祉機器の活用(住環境、日常生活用具、補助具)、バリアフリー(建物、こころの障壁))
8. 障害者と文化、スポーツ

社会：医療ソーシャルワーク概論(仮) (30)

【見直しの方向性】

- ・「精神保健福祉の原論の科目」「精神保健福祉の相談援助論」「精神保健福祉の制度を学ぶ科目」の中で扱うことも可能である。
- ・現行科目の制度を学ぶ内容よりも、医療ソーシャルワーク論が望ましいのではないか。その場合、精神保健福祉士も学ぶことは望ましいが必修としなくてもよいのではないか。

【科目の意義や目的】

- ①医療機関(病気の治療や療養をするところ)で、ソーシャルワーカーが必要とされる意味を考え、どのような行動をとれば良いのかがイメージできるようにすることを目指す。

【主な含まれるべき事項(案)】

- ・低医療費政策や国民皆保険制度の施行以前からの歴史や藤木訴訟、朝日訴訟などに触れることで、人の健康やいのちを国家が保障することの意味(憲法25条の実現の意義)を理解し、MSWが倫理綱領を踏まえ人権意識をもって傷病者の側に立つ専門職であることを認識する。
- ・傷病により入院・通院・訪問での治療や在宅療養等を要する人びとにとって、そのことが日常生活や社会生活にどのような影響を与えるかを想像し、制度や資源を活用することで不足を補完できることや、本人の希望の実現・ニーズの充足ができることを理解する。
- ・傷病の特徴とそれらに施される治療について想定しながら、社会保障制度や福祉的資源等に関する情報を患者に提供したり、他職種への情報提供と他職種からの情報収集を行い医療チームの一員として行動できる(業務のイメージが持てる)ようにする。
- ・傷病者が生活している地域や所属する医療機関が立地している地域の特徴や資源を把握し、傷病者が療養しながら生活するために必要な制度や資源を活用することで生活しやすくなることを知る。そのうえで、それら資源とのつなぎ役をどのように担えばよいかわかる(業務イメージが持てる)ようにする。
- ・患者や家族の当事者活動が何をすることなのか、それによって誰がどのような益を得るのかを知ること、その必要性と活用の意義を理解し、MSWが患者活動に側面的にかかわる姿をイメージする。
- ・ハンセン病や結核の歴史などに触れ、エイズなど特に一般市民から偏見をもたれやすい現代の疾患や難病の罹患者への施策(各種予防法や優生保護法なども含めて)を知り、その不備を補ったり普及啓発や施策の提言のための活動も自身の役割であることを知る。